

改正後	現行
<p>（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合）</p> <p>第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の許可を受けることを要する場合（同項各号に掲げる場合のうち国土交通省令で定める場合を含む。）</p> <p>八 十二 （略）</p>	<p>（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合）</p> <p>第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の許可を受けることを要する場合（同項各号に掲げる場合のうち国土交通省令で定める場合を含む。）又は同法第八十条第二項の規定により土地に<u>関する権利を売り払う場合</u></p> <p>八 十二 （略）</p>